

令和5年第1回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和5年1月23日（月）午後2時00分開議

議事日程

開会及び開議の宣告

日程第1 令和4年第12回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 議案第1号 瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令について

日程第4 意見聴取 瑞穂市いじめ防止対策に関する条例の制定について

日程第5 意見聴取 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第6 意見聴取 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について

日程第7 教育長の報告

日程第8 その他 事務局長

教育総務課長

給食センター課長

学校教育課長

幼児教育課長

生涯学習課長

閉会の宣言

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

服部 照

森下 伊三男

加木屋 加緒里

大平 高司

伊 藤 清 美

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

事務局長	佐 藤 雅 人
教育総務課長	井 上 克 彦
給食センター課長	松 野 光 広
学校教育課長	郷 通 芳
学校教育課総括主幹	石 野 陽 子
学校教育課主幹	松 野 英 泰
幼児教育課長	今 木 浩 靖
幼児教育課主幹	野 口 智 子
生涯学習課長	松 島 孝 明
生涯学習課総括主幹	広 瀬 久 士
生涯学習課主幹	佐 藤 文 行

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課主幹	野 津 浩 行
---------	---------

○傍聴者

なし

開会及び開議の宣告

○**教育長** 年が明けまして、第1回目の教育委員会です。委員の皆様におかれましてはお忙しい中、大変寒い中お集まりいただき誠にありがとうございます。

また、1月8日に行いました、二十歳を祝う会にご臨席を賜り誠にありがとうございました。

それでは、ただ今から令和5年第1回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。次第に沿って進めます。

日程第1 令和4年第12回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○**教育長** 日程第1 令和4年第12回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認についてです。

事務局より過日郵送にてお配りしておりますので、委員の皆様には事前にご確認頂いていると思いますが異議等はありませんでしょうか。

異議がないようなので、令和4年第12回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認については、承認することと致します。

日程第2 会議録署名委員の指名について

○**教育長** 日程第2 本日の会議録署名委員の指名についてです。

今回は、大平委員よろしくお願い致します。

日程第3 議案第1号 瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令について

○**教育長** 日程第3 議案第1号 瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 議案第1号 瑞穂市立保育所運営規定の一部を改正する訓令について、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和5年1月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、瑞穂市立保育所運営規程において、秘密保

持に関する事項を追加するため、改正を行うもの。「保育所職員は正当な理由なくその業務上知りえた教育・保育給付認定子ども、またはその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」を追加します。

○**教育長** ただ今の説明につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。

○**大平委員** 公務員には職務上知り得た秘密を守る義務があると思いますが、あえて追加する理由と、教育・保育給付認定子ども、またその家族としてある理由を教えてください。

○**幼児教育課長** 地方公務員は地方公務員法第34条において職務上知り得た秘密を守る義務があります。県の指導監査において運営規程にも秘密を守る義務について記載するよう指示があり、今回の改正を行います。

○**大平委員** 認定こども園に対してもこの規程は適用されますか。

○**幼児教育課長** 保育所運営規定とありますが、認定こども園も対象となっております。ただ、瑞穂市立の保育所が対象となりますので、市内には市立の認定こども園はありませんので公立保育所だけとなります。

○**教育長** その他ご質問等はよろしいでしょうか。

質疑等がないようなので、議案第1号 瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令については、原案のとおり可決とします。

日程第4 意見聴取 瑞穂市いじめ防止対策に関する条例の制定について

○**教育長** 日程第4 意見聴取 瑞穂市いじめ防止対策に関する条例の制定について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第4 意見聴取 瑞穂市いじめ防止対策に関する条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和5年1月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、令和5年第1回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

本条例については、9月議会において瑞穂市まちづくり基本条例の一部見直しを図ったことを踏まえて、瑞穂市まちづくり基本条例に定められた願いを受け、瑞穂市で大切にしていることを本条例に加えたため、再度意見聴取を

させていただきます。

変更箇所としましては、前文と第8条（市民及び各種団体の責務）を追加させていただいております。修正を加えさせていただいた内容については、いじめの問題を学校はもちろん、家庭や地域等市民全体で共有し、いじめ防止の取り組みを推進していきたいと考えたためです。

1月30日までパブリックコメントを実施しておりますので、今後いただいたご意見を受けて検討し、2月の例規審査委員会に諮り、3月議会に提出する予定です。

○**教育長** 説明がありましたように、瑞穂市まちづくり基本条例の一部改正を受けて、瑞穂市いじめ防止対策に関する条例の見直しを再度行いましたので、本定例会で皆様に意見聴取をいただきたいということでございます。ご意見等ございましたらお願いします。

○**伊藤委員** 瑞穂市のまちづくり基本条例が関わっているということですので、この条例が制定された折には、市全体で市の問題、課題として取り組んでいきたいということを、青少年育成市民会議、あるいはスポーツ少年団の会合の場において、分かりやすいかみ砕いた形で、啓発の機会として大切にしていきたいと思えます。

○**学校教育課長** 市民全体で取り組むことを考えたときに、市民の方がこの前文を読まれて理解していただき、その一員として取り組んでいただけることを願って前文を追加させていただいています。学校はもちろん、いろいろな機会に通知をしていきたいと思えます。

○**加木屋委員** 第8条の地域において児童生徒等に対する見守り、という条文がありますが、児童等と区別した理由は何かありますか。

○**学校教育課長** 訂正します。

○**大平委員** 第8条ですが、「スポーツ少年団」と並立するものが「その他の地域で児童等が活動している団体」という解釈でいいですか。

○**事務局長** 例規審査委員会に諮りますので、接続詞が必要なのかを確認し、必要であれば修正しますのでご理解のほどよろしく申し上げます。

○**教育長** その他ご意見等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第4 意見聴取 意見聴取 瑞穂市いじめ防止対策に関

する条例の制定については文言の修正をするものとし、承認とします。

日程第5 意見聴取 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○**教育長** 日程第5 意見聴取 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第5 意見聴取 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和5年1月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、令和5年第1回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

厚生労働省令の一部改正に伴い条例の改正を行うものです。改正内容をかいつまんでお話をさせていただきます。

1つ目は、家庭的保育事業所等、放課後児童健全育成事業所の児童福祉施設等における児童の安全確保に関する規定の追加を行うものです。新旧対照表をご覧ください。今回の改正は家庭的保育事業と放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する二つの条例を同時に改正するものです。

最初に見出しにありますように、安全計画の策定等として家庭的保育事業においては第7条の2、放課後児童健全育成事業は第6条の2に、事業所の安全点検、職員や利用者の日常生活や活動に対する安全指導、安全計画の取り組みの周知などを新たに規定するものとなっております。

2つ目は、家庭的保育事業につきましてはインクルーシブ保育の規定の追加を行うものです。放課後児童クラブにつきましては、見出しにありますように業務継続計画の策定と、努力義務化の追加になります。インクルーシブ保育の追加というのは、児童福祉施設が例えば家庭的保育事業所などの社会福祉施設を併設し

ている場合に、設備、専従の人の共有ができるようにするための改正になっております。

次に放課後児童の新旧対照表をご覧くださいますと、業務継続計画の策定と努力義務化の追加については見出しにあります通り、新たに第12条の2を追加するものになります。業務継続計画の策定にかかる規定が今まで放課後児童健全育成事業にはありませんでしたので、通知等で業務継続計画の策定に関する取り組みの実施を促すため追加されます。

3つ目は、家庭的保育事業所、放課後児童健全育成事業所等の児童福祉施設に、衛生管理等の規定として、具体的には職員に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための必要な研修並びに訓練を定期的実施するよう努力義務を追加します。

施行日は令和5年4月1日です。

- 教育長** ただ今の説明につきましてご質問等がありませんか。
- 大平委員** 家庭的保育事業所、放課後児童健全育成事業等の実施団体というのはどのような事業所等がありますか。
- 幼児教育課長** 放課後児童健全育成事業は、放課後児童クラブのこととと思っていただければ結構ですが、家庭的保育事業等に関しましては、小規模保育事業所になります。いわゆる0歳児から2歳児の未満児保育、小規模保育事業所がこの家庭的保育事業等に該当します。
- 伊藤委員** 小規模保育事業所や保育所施設は、もともと学校の義務教育の現場とは違って、どの子も同じように分け隔てなく、インクルーシブな取り組みをしている施設で、一番先進的にやっている施設ではないかなと思います。今回のインクルーシブ保育の規定追加というのは、施設設備についてのインクルーシブ保育を進めていくうえでのことなのか、職員に対するインクルーシブ保育なのか、放課後児童施設についてのことなのか、どちらのことを指していますか。
- 幼児教育課長** 家庭的保育事業所というのは、単独ではなくほかの社会福祉施設を併設している場合もあります。社会福祉事業を行う中で人員や設備を共有して使うことは出来ませんでした。今回の改正で保育事業も社会福祉事業もどちらもできるようになりますが、どちらかというとなら設備より人員をお互いに共有しあって保育ができるようにする改正です。

○**事務局長** 今の伊藤委員の質問からすると、おそらく前者のインクルーシブになると思います。

○**大平委員** 放課後児童健全育成事業の第12条の2の文末が、「努めなければならぬ」と、「努めるものとする」の違いについて教えてください。

○**幼児教育課長** 放課後児童健全育成に新たにこの規定を設けるものですが、強い努力義務までは求めていないものと思われ、取り組んでほしいという実施を促すものと考えています。通知等を事業所にお知らせして、業務継続計画の策定等に取り組んでいただくよう実施を促したいという意味合いがあると思います。

1項と2項は、措置を講ずるように必ず安全確保のためにしてもらわなくていけません。継続と計画におきましては、なるべく努めてくださいというものになります。

○**教育長** その他ご意見等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第5 意見聴取 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認とします。

日程第6 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について

○**教育長** 日程第6 意見聴取 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第6 意見聴取 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和5年1月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、瑞穂市立穂積中学校屋外運動場改修工事により、同中学校の屋外運動場の照明施設が撤去され、施設の夜間利用ができなくなることに伴い、使用料の改正を行う必要があるため、市条例の改正を行う必要があるため瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

新旧対照表をご覧ください。別表（第10条関係）穂積中学校 運動場の、午

後6時から午後9時30分につきましては現行で3,900円の使用料で、全日で5,700円の使用料を頂戴しておりますが、夜間照明がなくなりますので、改正後は午後6時から午後9時30分までの使用がなくなり、全日が1,800円になるという改正でございます。

○**教育長** ご意見等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第6 意見聴取 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について、原案のとおり承認とします。

日程第7 教育長の報告

○**教育長** 日程第7 教育長の報告です。

大きく2点お話させていただきます。1点目は委員さんにもご参加いただいた二十歳を祝う会についてです。この2年間は中学校区で分散して行っていたが、今年度は一堂に集まって、厳粛な雰囲気の中で実施できたということは何よりも私自身うれしく思っております。式典に参加してくれたこの人たちがこれから瑞穂市の将来を担っていく人たちだというそんな思いで見させていただきました。

特に感じたことは、二十歳を祝う会の実行委員に第二部を任せましたが、彼ら自身が作り上げる機会を提供していくことは大事なことだと改めて感じました。

自分たちの力でより良い二十歳を祝う会にしようと5回ほど実行委員会を開催して、自分たちで企画運営をしてくれました。二十歳を祝う会に参加し、瑞穂市を担っていく人への期待感を持ちました。

また、全く違う視点ですが、教員という職業の魅力を改めて感じました。来賓の市議会議員さんたちが、「先生っていいね。」と言われました。久しぶりに教え子の成長した姿を見て、恩師の先生がいろいろと話をされていました。そういった経験ができる職業というのは教師しかなかなか味わえないのかなと思って、改めて私自身も感じたところではあります。ぜひそういった魅力ある職業に少しでも多くの瑞穂市の子がついてほしいなということを思います。

2つ目は、後程担当から詳しく説明があると思いますが、教育委員会表彰についてです。教育、学術、芸術、体育その他の文化の振興発展に貢献し、一層の活躍を奨励することを目的に行っています。私自身とても大事なことだと思ってい

ます。いろいろなジャンルで活躍をしてくれています。そろばん、将棋、発明、ロボット制作、一般的に中学校の部活動では無い種目もあります。私は常々思っていることがありまして、その子自身、自分の興味のあることや好きなことを見つけてほしいし、得意を伸ばしてほしいと思ったときに、その頑張りを認め励ますということは必ず自信につながると思います。日本人は自己肯定感が弱いと言われていています。自分ってまんざらじゃないと思えば、悩んだ時などちょっとしたことでも乗り越えていける大きな原動力になると思います。

また、長い目で見ると、瑞穂市が大事にしている、生涯にわたって学び続ける人づくりの土台になることではないかなと思っています。

私は学校教育の中で大事にしてほしいと思っているのは、その人なりの良さを多様な視点で価値付けてほしいということをととても感じています。学校ではどちらかというとテストの点数であるとか、勉強ができるといったことにフォーカスされがちですが、人の良さというのは色々あるわけなので、多様な視点で認め、価値付けていくことは、人としての値打ちはいろいろなことがあるということをお子たちに教えていくことにつながると思っています。教育委員会表彰の時期が来まして、学校からはいろいろ推薦をいただきました。ぜひこれからも大事にしていきたいと思いましたのでお話をさせていただきました。

日程第8 その他

○**教育長** 日程第8 その他です。

事務局長お願いします。

○**事務局長** 特にありません。

○**教育長** 教育総務課長。

○**教育総務課長** 教育委員会表彰者につきましては、小学生84名、中学生69名の計153名の推薦をいただいております。表彰を行う予定です。

昨年は132名の方を表彰しています。昨年まで中止されていた大会などが再開されてきたことに伴いまして、表彰者の人数も増えたと思っております。

また、153名の表彰につきましては、各小中学校において表彰状と記念品のトートバッグをお渡しさせていただく予定となっておりますので、報告させていただきます。

○**教育長** 給食センター課長。

○**給食センター課長** 特にありません。

○**教育長** 学校教育課長。

○**学校教育課長** コロナウイルスの感染が少し落ち着いてきたのではないかと思います。先週は木曜日3名、金曜日2名が感染したという報告を受けました。毎日10人を超える報告を受けていたことがあったので、1月になって学級閉鎖の心配をすることがないのがとてもありがたいと思っています。先生方も元気に頑張っていたいただいています。

卒業証書授与式に教育委員の皆様にはご列席いただいておりますが、コロナ禍になって、来賓の上限を設け、3密にならないよう学校としても考えて、短時間での実施、列席者数を減らして実施しています。これまではどちらかというとお住まい等を考慮させていただき、学校を固定させていただいていた年が多かったと思います。教育委員の皆様にもいろいろ学校の様子を見ていただきたいと思いますので、できればローテーションをさせていただけるとありがたいと思っていますので、特段ご希望があれば私にお申し付けください。

○**教育長** 幼児教育課長。

○**幼児教育課長** 特にございません。

○**教育長** 生涯学習課長。

○**生涯学習課長** 1月8日に執り行われました二十歳を祝う会にご臨席を賜り誠にありがとうございました。本年の二十歳を祝う会への参加者は合計で453名でした。参加率は67.11%と把握をしております。何事もなく無事終えることができました。誠にありがとうございました。

○**教育長** 各課それぞれ報告をさせていただきました。ご質問等受けさせていただきたいと思います。

○**大平委員** 教育委員会表彰はコロナ禍になる前は巣南公民館で表彰式を開催していたように記憶していますが、今年の方角としてはどのように考えていますか。

○**教育総務課長** 平成30年度と令和元年度は巣南公民館で表彰式を行っていました。令和2年度からは各学校において表彰をしていただいております。今年度につきましても、各学校で表彰状と記念品をお渡しさせていただく予定です。

○**森下委員** 二十歳を祝う会で思ったことですが、今までは成人式ということで、

二十歳になった子たちがこれから成人ということで、意識を改めてもらうという意味合いもあって成人式を行っていたと思いますが、新成人の十八歳の子たちに成人の節目として何か検討していることはありますか。知らぬ間に成人になって二十歳を祝う会に参加するというような感じがするのでお伺いします。

○生涯学習課長 何か催しをとということでは具体的にはございません。

○加木屋委員 先日新聞で育休対応についての記事が載っていました。退園についてはいろいろなご意見があると思いますが、瑞穂市の現状を教えてください。

○幼児教育課長 瑞穂市としては条件付きで2歳以下の乳幼児を対象としています。1月から条件を変更させてもらいました。待機児童が発生していないことが大前提となります。待機児童がいなくて、施設に受け入れの余裕があること。未満児保育の受け入れに余裕がある状況で、1月から3月までの3か月間に限って認めています。

○伊藤委員 二十歳を祝う会に私自身も久しぶりに参加させていただきました。教育委員というよりはその時の校長、教員という立場でしたけれども、その子の中学校の時のエピソードというか、頑張っていたこととかがふっと思い出されます。担任であればなおさらのことであると思います。

コロナ禍では、会場にいる人はマスクをしていますが、会場に流れる思い出の映像はマスク無しの笑顔がたくさんありました。来年はおそらくマスクはしてもしなくてもいいというぐらいになっていると思います。何年後かの思い出の映像にはマスクをした映像が流れてきて、あの時はマスク着用だったと思い出され、それぞれの時代で子供たちにとっては大きな節目として、とても大切な会であるということを改めて感じさせていただきました。

○教育長 その他質問等はありませんか。

ないようなので、次回の教育委員会定例会の開催について確認させていただきます。

第2回定例会の開催は、2月22日（水）午後2時からです。

第1回臨時会は、3月6日（月）午前11時30分からとさせていただきます。

第3回定例会は、3月23日（木）午後1時からとさせていただきます。

よろしく申し上げます。

閉会の宣言

○教育長 本日は、お忙しいところありがとうございました。これをもちまして、令和5年第1回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後3時13分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年1月23日

瑞穂市教育委員会 教育長

服部 照

委員

大平 高司

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。